

財 理 第 1395 号
平成 19 年 3 月 30 日

各財務（支）局長
沖縄総合事務局長 殿

財務省理財局長 丹呉 泰健

平成 19 年度における地方債の同意等に係る協議に関する事務等の運営について

標記のことについては、下記事項に留意のうえ取り扱われたい。

記

1. 「平成 19 年度地方債同意等基準」(以下「同意等基準」という。)が決定されましたので、地方債の同意等に係る協議に関する事務等については、別紙の「同意等基準」、「平成 19 年度地方債同意等基準の運用について」(以下「運用通達」という。)及び「平成 19 年度地方債充当率」(以下「充当率」という。)等にとり、遺漏のないよう適切に処理されたい。
2. 地方債の同意等に係る協議に関する事務及び財政融資資金の貸付に関する事務について、各財務（支）局長、沖縄総合事務局長、各財務事務所長、小樽出張所長及び北見出張所長は、管轄区域内の地方公共団体に係るものを「平成 19 年地方債計画」の事業区分に基づき処理するものとする。
ただし、地方債の同意等に係る協議に関する事務のうち、市町村分に係る同意等予定額通知後の処理については、上記事業区分に基づき、各財務（支）局長、沖縄総合事務局長、各財務事務所長（北海道財務局管内の財務事務所長を除く。）が、各市町村の地方債の限度額及び資金について都道府県知事と充当調整を行うものとする。

平成 19 年度地方債同意等基準

第一 総括的事項

一 地方債同意等基準の策定方針等

- 1 地方債同意等基準は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重するとともに、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等を図る観点から、定めるものとする。
- 2 地方債同意等基準は、地方公共団体が法令に違反してその事務を処理してはならないことはもとより、法令上、次のような責務を負っていることに留意して定めるものとし、地方債の同意又は許可（以下「同意等」という。）に当たっても、十分に考慮するものとする。
 - (1) 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないこと。また、地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならないこと（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 14 項及び第 15 項）。
 - (2) 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならないこと（地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項）。
 - (3) 地方公共団体は、その行政について、合理的、かつ、妥当な水準を維持するように努め、少なくとも法律又はこれに基づく政令により義務付けられた規模と内容とを備えるようにしなければならないこととされていること（地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 3 条第 3 項）。
- 3 平成 19 年度地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講ずるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定し

ている。平成 19 年度の地方債の同意等は、平成 19 年度地方債計画の事業別計画額を基準として行うものとする。

4 平成 19 年度の地方債の発行についての協議又は許可申請（以下「協議等」という。）の審査に当たっては、極めて厳しい地方財政の現状において、地方公共団体は、徹底した行政改革と財政の健全化を推進するとともに、経済の動向に即応した機動的・弾力的な運営にも配慮しつつ、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある財政運営を行うことが求められていることを踏まえ、次のような点についても、留意するものとする。

- (1) 行政改革と財政健全化の推進の状況
- (2) 地方債の元利償還の状況
- (3) 地方税の徴収率の向上等の税収入確保及び受益者負担の適正化等の財源確保の状況
- (4) 定員・給与の適正化、その他の財政支出等の効率化等の状況
- (5) 法第 33 条の 9 の規定に基づく繰上償還を行った地方公共団体にあつては、同条第 1 項の計画の実施状況

5 地方債の資金に関しては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 各資金及び事業の性格、事業量、地方公共団体の資金調達能力、財政状況及び財政運営の健全性等を踏まえた適切かつ柔軟な資金配分を行うものとする。
- (2) 財政投融资改革及び郵政民営化の趣旨並びに地方分権の推進を踏まえ、公的資金の重点化を進めるとともに、地方債の市場化を推進する。公的資金は民間資金の補完を基本とし、地方公共団体の資金調達能力を踏まえた公的資金の重点化を進めるものとする。
- (3) 地方債の市場化を推進する観点から、協議等に当たって、全国型市場公募債については、すべての都道府県及び政令指定都市が全国型市場公募債を発行するよう、未発行団体に対し新規発行を積極的に検討するよう要請するとともに、既発行団体においても発行規模の拡大を要請するものとする。また、中核市及び特例市はもとより、その他の市町村においても、地域住民の行政参加意識の高揚とともに、地方債の個人消化及び資金調達手法の多様化を図る趣旨から推進している「住民参加型市場公募債」の発行に積極的に取り組むよう、要請するものとする。

二 その他

1 地方債の協議等の単位となる事業区分

地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号。以下「令」という。）第 2 条第 2 項に規定する地方債の協議等の単位となる区分は、地方債計画の事業区分ごとに、第二に定める地方債の同意基準によるものとする。

2 地方債協議等のスケジュール

令第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる地方公共団体の地方債の協議等に係る令第 2 条第 2 項又は第 7 条第 2 項に規定する総務大臣が定める期間は、原則として、通常の場合の協議等にあつては 9 月までの間で総務大臣が定める日まで、国の補正予算による地方負担額の増その他事業費の増等に伴う追加の協議等にあつては翌年の 2 月までの間で総務大臣が定める日までの期間とする。

その他、当該年度の状況等により、随時行うことが必要なものについては、別途定めるものとする。

また、全国型市場公募債の年間平準発行や住民参加型市場公募債の上半期発行等のため、早期の同意等を要する場合には、別に定めるところにより、当該地方債の発行に支障を来さないよう早期の協議等を行うものとする。

3 地方債の同意等に関する地方自治法第 250 条の 3 に規定する通常要すべき標準的な期間は、協議等から同意等まで、おおむね 1 ヶ月とし、当該年度末までに同意等が行われるものとする。

4 本基準における用語の使用については、法、令及び地方債に関する省令（平成 18 年総務省令第 54 号）の例による。

5 本基準のほか、各年度の地方債の同意等に当たり必要な事項は別に定める。

第二 協議団体に係る同意基準

一 一般的同意基準

1 一般的事項

(1) 地方債の協議は、地方債計画の事業区分ごとに、二に定める事業の単位を協議の単位として行うものとする。

(2) 地方債の協議においては、原則として、一般的同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。その際、技術的助言を行った上で同意をすることが適

当と考えられるものについては、技術的助言を付するものとする。

- (3) 地方債の協議において、一般的同意基準に掲げる事項に合致しない事項がある等により、発行が適当でないとするものについては、地方債を当該事業等の財源とすることが適当でない旨の意見及び理由を通知するものとする。

2 地方債を財源とする事業

- (1) 地方債を財源としようとする事業が、法第5条各号及び同条の特例を規定した法律の規定の範囲内のものであり、また、当該事業に対する地方債の発行が、世代間の負担の公平や当該地方債を発行する地方公共団体の財政運営の健全性、財政秩序の維持、受益者負担の原則等を損なわないものであること。
- (2) 政府の方針において、地方公共団体においても国に準じて施設の新設及び増築の禁止等について措置するよう要請している場合等において、地方債を財源として実施しようとする事業等が、当該国の抑制措置の趣旨に抵触するようなものではないこと。
- (3) 公営企業（主としてその経費（一般会計又は他の特別会計からの繰入（以下「他会計繰入金」という。）による収入をもって充てることとされている経費を除く。）を当該事業により生じる収入をもって充てることのできる事業をいう。以下同じ。）の財源に充てるための地方債については、建設改良費、準建設改良費等の公営企業に要する経費の財源とする場合であって、償還期限を定めない公営企業債の場合を除き、当該経費が合理的な期間内に、当該事業により生じる収入及び合理的な範囲内における他会計繰入金等によって、確実に回収されることが見込まれると認められるものであること。
- (4) 出資金又は貸付金の財源に充てるための地方債については、出資金にあつては、地方債の償還財源としての出資金が当該地方公共団体の財産として将来にわたり出資先に維持される等地方債を財源として出資を行うことに合理性があるものであること。貸付金にあつては、貸付金の回収が確実に認められるものであること等地方債を財源として貸付けを行うことに合理性があるものであること。
- (5) 借換債については、当初の実質的な償還年限の範囲内のものであつて地方公共団体の負担の増大をもたらすものでないもの、施設の耐用年数に比して財源とした地方債の償還期間が短いこと等により元利償還の平準化や償還年限の延長を図ることに合理的な理由がある場合等であつて、借換え後の償還年限が、施設の耐用年数の範囲内である等当

該地方公共団体の財政運営上、適切と考えられるものであること。

- (6) 災害復旧事業費等の財源に充てる地方債については、当該災害復旧事業等の対象とする公共施設、公用施設等の復旧に必要な範囲内のものであること。また、災害救助事業等の財源とする場合においては、地方交付税による財源措置等との均衡がとれた範囲内のものであること。
- (7) 公共施設又は公用施設の建設事業にあつては、当該事業に係る地方債の元利償還を主として税等によることが適当と認められる事業であつて、かつ、事業費のうち地方債を財源とする割合が、世代間の負担の公平等の観点から適当と認められる範囲内のものであること。
- (8) 補助金の財源に充てる地方債にあつては、法第5条第5号に定める法人が行う地方公共団体が自ら建設する公共施設と同様の建設事業であつて、助成の範囲が公共性等の観点から合理的な範囲のものであること。
- (9) 事業費が少額なもの、一般的調査費、耐用年数の短い施設設備費、消耗器材費その他当該地方公共団体の財政状況等からみて、一般財源をもって措置することが適当と認められる経費でないこと。

3 償還年限等に関する事項

- (1) 公営企業債にあつては、償還期限を定めない公営企業債の場合を除き、建設改良費及び準建設改良費に係る公営企業債の償還年限は、公営企業債を財源として建設又は改良しようとする施設の耐用年数等の範囲内であり、当該地方債の償還が料金等の収入によって賄われる期間内のものであること。
- (2) 出資金の財源とする場合の償還年限は、当該出資に係る対象団体又は対象事業に応じ、償還に要する元利償還金と当該出資により得られる収入や効果との均衡がとれる範囲内のものであること。
- (3) 貸付金の財源とする場合の償還年限は、当該貸付けの償還年限との均衡がとれているものであること。
- (4) 借換債の償還年限は、当該借換えの対象となる地方債を財源とする事業の状況、施設の耐用年数、当該団体の公債費負担等の財政状況を踏まえ、適当と認められるものであること。

- (5) 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合にあっては、財政上の応急措置として負担を後年度に繰り延べる趣旨を踏まえ、当該団体の財政状況、災害復旧事業の事業量や事業期間等の均衡を考慮した上で、速やかな償還期間を設定しているものであること。
- (6) 公共施設又は公用施設の建設事業費の財源とする場合にあっては、当該地方債を財源として建設しようとする公共施設又は公用施設の耐用年数に対し、世代間の負担の公平の観点から、適当と考えられる範囲内のものであること。
- (7) それぞれの事業に係る公的資金の償還年限との均衡に留意することとし、公的資金の償還年限が最長 30 年であることに照らし、原則として、償還年限は 30 年以内とすることが適当であること。

なお、複数の目的の地方債を一括して市場公募又は銀行等引受により発行する場合にあっては、当該複数の目的を考慮した償還年限を設定することが必要であること。

4 資金、発行形式等に関する事項

(1) 公的資金

公的資金については、原則として、地方債計画上、当該公的資金を充当することを予定している事業に充当するものであること。

(2) 民間等資金

地方債の資金の調達がおおむね見込まれるものであって、かつ金利等の条件について当該地方公共団体に多大な財政負担をもたらすものでないこと。

証券発行方式の地方債にあっては、現物債によることが適当な場合を除き、原則として振替債として発行することとすること。また、証券発行方式の地方債にあっては、原則として、繰上償還条項を含まないものとする。

また、証書貸付においては、貸し手が、地方債の貸付けに実績のある金融機関等、地方債を引き受けるにふさわしい機関であること。

二 協議に当たっての事業区分

1 一般会計債

一般会計債については、以下に掲げる事業区分に応じ、それぞれに定める事業を地方債の協議の対象とするものとする。

(1) 一般公共事業

一般公共事業については、次に掲げる補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金、法第 33 条の 6 に規定する経費、独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号）第 21 条及び第 26 条の規定に基づく負担金並びに独立行政法人緑資源機構法（平成 14 年法律第 130 号）第 23 条及び第 24 条並びに同法附則第 8 条第 2 項の規定によりなお効力を有することとされる旧農用地整備公団法（昭和 49 年法律第 43 号）第 27 条の規定に基づく負担金を対象とするものとする（それぞれの具体的範囲は別に定める。）。

この場合において、本来分及び財源対策債分（平成 19 年度における地方財源の不足額に対処するため措置されるものをいう。以下同じ。）を併せて協議を行うものとする。

なお、財源対策債分のうち調整を要するものについては、別途定めるところによるものとする。

イ 通常分

(イ) 港湾事業

(ロ) 河川事業

(ハ) 海岸事業

(ニ) 農業農村整備事業

(ホ) 空港整備事業

(ヘ) 政令指定都市及び市町村が実施し、又はその事業費の一部を負担する都市計画事業（都市公園事業を除く。）

(ト) 各種災害関連事業

(チ) 鉱害復旧事業

(リ) 旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業

(ヌ) 奄美群島振興開発事業

(ル) 小笠原諸島振興開発事業

(ヲ) 治山事業

(ヾ) 治水事業

(カ) 林道事業

(3) 水産基盤整備事業

(タ) 都道府県が実施し、又はその事業費の一部を負担する都市計画事業（都市公園事業を除く。）

(ト) 砂防事業

(チ) 道路事業（高速自動車国道に係る事業に限る。）

(ツ) 都市公園事業

□ 平成 19 年度臨時拡大分

道路事業（高速自動車国道に係る事業を除く。）

(2) 公営住宅建設事業

公営住宅建設事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

イ 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 7 条及び第 8 条第 1 項の規定に基づき国庫補助を受けて実施する公営住宅の建設又は買取りに係る事業

□ 地域住宅交付金を受けて実施する公的賃貸住宅等の整備に係る事業（イ及びホにおいて対象とする事業及びアスベスト改修事業に限る。）

ハ まちづくり交付金を受けて実施する住宅施設の整備に係る事業（イ及びホにおいて対象とする事業に限る。）

ニ 地域自立・活性化交付金を受けて実施する住宅施設の整備に係る事業（イ及びホにおいて対象とする事業に限る。）

ホ 国庫補助を受けて実施する次に掲げる事業

(イ) 住宅市街地総合整備事業における居住環境形成施設整備事業、都市再生住宅建設事業、公営住宅整備事業等（イ及び(ロ)から(ホ)までにおいて対象とする事業に限る。）

及び住宅地区改良事業等（(ハ)から(ト)までにおいて対象とする事業に限る。）

(ロ) 地域優良賃貸住宅整備事業（地方公共団体が整備するものに限る。）

(ハ) 準地域優良賃貸住宅整備事業（地方公共団体が購入するものに限る。）

(ニ) 公営住宅ストック総合改善事業

(ホ) 公営住宅等駐車場整備事業

(ハ) 住宅地区改良事業

(ト) 改良住宅等改善事業

(フ) 小規模住宅地区等改良事業（老朽住宅除却等事業を除く。）

(リ) アイヌ住宅資金等貸付事業

ヘ イ及びホの(イ)のうち都市再生住宅建設事業並びに(ロ)、(ハ)及び(フ)の事業（ロからホの(イ)までにより実施する場合を含む。）に附帯して実施する用地の取得造成事業

ト ニの(ハ)から(フ)までの事業（ロからホの(イ)までにより実施する場合を含む。）として国庫補助を受けて用地造成を行う定期借地権付き分譲住宅に係る用地の取得事業

(3) 災害復旧事業

災害復旧事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

イ 補助災害復旧事業及び直轄災害復旧事業

次に掲げる補助事業（地方公営企業に係るものを除く。）に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金（独立行政法人の行う災害復旧事業に係る法令に基づく地方公共団体の負担金を含む。）を対象とする。

(イ) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）第 3 条の規定に基づき国がその事業費の一部を負担する災害復旧事業

(ロ) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）第 3 条の規定に基づき国がその経費を補助する災害復旧事業

(ハ) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）第 3 条の規定に基づき国がその経費の一部を負担する災害復旧事業

(ニ) 公営住宅法第 8 条第 3 項の規定に基づき国がその費用の一部を補助する災害復旧事業

(ホ) 国庫補助の対象となる都市災害復旧事業

(ハ) その他特別の立法措置又は予算措置によって国庫補助の対象となった施設に係る災害復旧事業のうち(イ)から(ホ)までに準ずるもの

ロ 一般の単独災害復旧事業（公共施設及び公用施設に係る災害復旧事業のうち、イの対象とならなかったもので、ハからヘまでに掲げるものを除いたもの並びに単独の災害関連事業をいう。）

ハ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条第 1 項の規定に基づく歳入欠かん等債

ニ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく公共土木施設等小災害債及び農地等小災害債

ホ 地方公営企業に係る災害復旧事業

ヘ 公共施設及び公用施設に係る火災復旧事業

(4) 教育・福祉施設等整備事業

教育・福祉施設等整備事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

イ 学校教育施設等整備事業

(イ) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号）第 3 条第 1 項に規定する施設に係る整備事業

(ロ) 安全・安心な学校づくり交付金を受けて実施する学校教育施設等（社会体育施設を含む。）に係る整備事業

(ハ) (イ)及び(ロ)に掲げるもののほか国庫補助を受けて実施する学校教育施設等に係る整備事業

(ニ) 単独事業として行う学校教育施設等の整備事業

ロ 社会福祉施設整備事業

(イ) 保護施設（医療保護施設を除く。）

(ロ) 身体障害者更生援護施設及び盲人ホーム

(ハ) 知的障害者援護施設及び知的障害者福祉工場

(ニ) 児童福祉施設（児童遊園を除く。）へき地保育所及び保育士養成所（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校を除く。）

(ホ) 母子福祉施設及び母子健康センター

(ハ) 老人福祉施設（介護サービス施設整備事業の対象となる施設を除く。）

(ト) 精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者通所授産施設及び精神障害者入所授産施設

(フ) 心身障害者（児）総合施設、地域福祉センター、認知症高齢者グループホーム、高齢者生活福祉センター（老人デイサービスセンター部分を除く。）看護師共同利用保育施設及び老人憩いの家

- (リ) 保健師等養成所、社会福祉士又は介護福祉士養成所及び理学療法士又は作業療法士養成施設（いずれも学校教育法第1条に規定する学校を除く。）

八 一般廃棄物処理事業

- (イ) し尿処理施設整備事業（地域し尿処理施設整備事業を含む。）
- (ロ) ごみ処理施設整備事業（埋立処分地施設整備事業を含む。）
- (ハ) 清掃運搬施設等整備事業

二 一般補助施設整備等事業

(イ) 一般分

原則として、国庫補助金を伴う事業のうち地方債計画上他の事業区分に属する事業の対象とならないもの

(ロ) 特別転貸債分

貸付金のうち次に掲げる事業を対象とするもの

- a 指定都市高速道路公社が行う有料道路の整備事業
- b コンテナ埠頭公社等又はフェリー埠頭公社が行う重要港湾における特定用途港湾施設（コンテナ埠頭及びフェリー埠頭）の整備事業
- c 外貿埠頭公社等が行う外貿埠頭の整備事業
- d 認定運営者が行う特定国際コンテナ埠頭の整備事業
- e 独立行政法人空港周辺整備機構が行う空港周辺整備事業
- f 独立行政法人奄美群島振興開発基金が行う融資事業

ホ 施設整備事業（一般財源化分）

廃止・税源移譲される施設整備費補助負担金等に係る事業で、別に定める経費のうち、従来の国庫補助負担金相当額部分（補助率かさ上げ部分を含む。）

(5) 一般単独事業

一般単独事業については、原則として次に掲げる事業を対象とするものとする。

イ 一般事業

地方単独事業のうち地方債計画上他の事業区分に属する事業の対象とならない事業

ロ 地域活性化事業

循環型社会の形成、少子・高齢化対策、地域資源の活用促進、都市再生、情報通信

基盤整備等地域の活性化に資する基盤整備事業

八 防災対策事業

災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災基盤の整備事業、災害時に避難拠点となる公共施設等の耐震化事業及び自然災害を未然に防止するために行う事業

二 合併特例事業

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）の下で合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の下で都道府県の構想に位置付けられた市町村の合併に伴い必要となる事業等又は合併市町村において都道府県等が行う交通基盤の整備事業

ホ 臨時地方道整備事業

地方単独事業として行う道路整備事業のうち通常の事業量を上回って行う事業及び地域の課題に因應するため早急に整備する必要がある道路、農道及び林道の整備事業

へ 臨時河川等整備事業

地方単独事業として行う治山治水事業、水質浄化事業及び都市下水路の整備事業のうち通常の事業量を上回って行う事業

ト 臨時高等学校整備事業

地方単独事業として行う高等学校の老朽施設の改築事業

チ 地域再生事業

地域の再生を図るため一定以上の地方単独事業を実施する地方公共団体について、当該団体の地方単独事業に係る予算計上額を基準として算定される額の範囲内において、当該事業に係る通常の事業債に加え地方債を充当することが可能な額を対象とするものとする。

(6) 辺地及び過疎対策事業

イ 辺地対策事業については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定による総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備について市町村が必要とする経費を対象とするものとする。

□ 過疎対策事業については、過疎地域の市町村が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定による過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う同法第12条第1項に定める出資及び施設の整備につき必要とする経費を対象とするものとする。

(7) 首都圏等整備事業

首都圏等整備事業については、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和41年法律第114号）第3条第1項に規定する事業に係る関係都道府県の通常の地方負担額を超える地方負担額を対象とするものとする。

(8) 公共用地先行取得等事業

公共用地先行取得等事業については、公共事業等を効率的に執行し、又は国土の利用を総合的かつ計画的に推進するために行う用地の取得を対象とするものとする。

(9) 行政改革推進債

行政改革推進債については、集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組んでいる地方公共団体が行う公共施設等の整備事業について、当該事業に係る通常の地方債に加えて、行政改革の取組により将来の財政負担の軽減が見込まれる額の範囲内で元利償還を行うことができると見込まれる額を対象とするものとする。

(10) 調整（不交付団体分）

調整（不交付団体分）については、地方交付税の不交付団体において、当該団体の公共施設等の整備事業に係る通常の地方債に加えて、国庫補助負担金の一般財源化に伴う影響額の範囲内の額を対象とするものとする。

2 公営企業債

(1) 公営企業債については、以下に掲げる事業区分に応じ、それぞれに定める事業を協議の対象とするものとする。

イ 水道事業

水道事業については、上水道、中水道（下水処理水等を原水としてビル、住宅団地等に水洗便所用水、散水用水等飲料水以外の水を供給する事業をいう。）及び簡易水

道に係る建設改良費等を対象とするものとする。

ロ 工業用水道事業

工業用水道事業については、工業用水道の建設改良費等を対象とするものとする。

ハ 交通事業

交通事業については、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業及び船舶運航事業の建設改良費等を対象とするものとする。

ニ 電気事業・ガス事業

(イ) 電気事業については、発電事業に係る施設の建設改良費等を対象とするものとする。

(ロ) ガス事業については、ガス事業に係る施設の建設改良費等を対象とするものとする。

ホ 港湾整備事業

港湾整備事業については、ふ頭用地、上屋、荷役機械、引船、貯木場等の建設改良費等を対象とするものとする。

ヘ 病院事業

病院事業については、病院、診療所その他の医療施設、職員宿舎及び看護師宿舎の建設改良費等並びに医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等を対象とするものとする。

ト 介護サービス施設整備事業

介護サービス施設整備事業については、介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、訪問看護ステーション及び職員宿舎の建設改良費等並びに介護のために必要な機械器具の整備費等を対象とするものとする。

チ 市場事業・と畜場事業

(イ) 市場事業については、中央卸売市場及び地方卸売市場の建設改良費等を対象とするものとする。

(ロ) と畜場事業については、と畜場の建設改良費等を対象とするものとする。

リ 地域開発事業

地域開発事業については、次に掲げる事業における建設改良費等を対象とするものとする。

- (イ) 臨海土地造成事業
- (ロ) 内陸工業用地等造成事業
- (ハ) 流通業務団地造成事業
- (ニ) 都市開発事業
- (ホ) 住宅用地造成事業

ヌ 下水道事業

下水道事業については、公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設の建設改良費等を対象とするものとする。

ル 観光その他事業

観光その他事業については、次に掲げる事業における建設改良費等を対象とするものとする。

- (イ) 有料道路事業
 - (ロ) 駐車場整備事業
 - (ハ) 観光施設等事業（イからヌまで並びにル(イ)及び(ロ)に掲げる事業以外の事業であって、主としてその経費を当該事業により生じる収入をもって充てることができる事業をいう。）
- (2) (1)の場合において、建設改良費等とは、建設改良費及び準建設改良費をいうものであること。
- (3) 公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体の出資に係る法人のうち地方公共団体が主導的に設立したものに対する出資金、貸付金及び補助金並びに公営企業型地方独立行政法人に対する貸付金について起債を行う場合には、当該法人が実施する事業の内容に応じ、これに相当する事業に係る地方債において取り扱うものとする。
- (4) 公営企業に附帯する事業について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債に

において取り扱うものとする。

3 公営企業借換債

公営企業借換債については、高資本費等対策分として、水道事業のうち資本費及び給水原価が全国平均を著しく上回っている上水道事業、水源開発に伴う資本費負担の増高等により経営に支障を来しており経営健全化対策を実施している工業用水道事業及び資本費が全国平均を著しく上回っている工業用水道事業、旅客運輸収益に対する資本費の割合が全国平均以上の地下鉄事業並びに資本費及び使用料が全国平均を著しく上回っている下水道事業の有する未償還企業債を、臨時特例措置（高金利対策分）として、水道事業のうち上水道事業及び下水道事業の有する一定金利以上の未償還企業債を対象とするものとする。

4 臨時財政対策債

臨時財政対策債については、法第 33 条の 5 の 2 第 1 項の規定に基づき算出した額を対象とするものとする。

5 国の予算等貸付金債

国の予算等貸付金債については、国の予算又は政府関係機関等から貸し付けられる貸付金を対象とするものとする。

6 補正予算債

国の補正予算により追加されることとなる事業等に係る地方債の同意に関する取扱いについては、国の補正予算に伴う地方負担額に対する地方財政対策の内容に応じて別に定めるところにより対象とするものとする。

7 減収補てん債

減収補てん債については、地方公共団体が行う公共施設等の整備事業について、当該事業に係る通常の地方債に加えて、原則として、都道府県分については、平成 19 年度の道府県民税法人税割及び利子割並びに法人事業税の基準財政収入額の算定基礎となった収入見込額に比してそれぞれ実際の税込額が下回る額、市町村分については、平成 19 年度の市町村民税法人税割及び利子割交付金の基準財政収入額の算定基礎となった収入見込額に比してそれぞれ実際の税込見込み額が下回る額の範囲内の額を対象とするものとする。

8 その他

上記以外を対象とするものとする。

三 簡易協議手続に関する事項

1 簡易協議

(1) 基本的事項

地方債の協議に関する手続については、協議・同意事務の円滑化、簡素化等の観点から、地方債計画の事業区分ごとの地方公共団体の起債予定額の総額等に基づき、別に定めるところにより、事前に総務大臣が都道府県ごとに通知する同意予定額（市町村分にあつては、これに基づき都道府県知事が通知する市町村ごとの同意予定額）の範囲内で行われる協議については、原則として、協議内容に即し速やかに同意を行うものとする。

これを簡易協議手続といい、都道府県及び政令指定都市分にあつては、あらかじめ総務大臣が都道府県及び政令指定都市ごとに同意予定額を事業区分に応じて定めて通知し、当該都道府県及び政令指定都市が通知された同意予定額の範囲内において各事業別の充当額を定めて総務大臣に協議し、総務大臣は、通知した額の範囲内で協議されたものについては、原則として協議内容に即して同意する方法をいう。

また、市町村分にあつては、総務大臣が各市町村の属する都道府県ごとに同意予定額を事業区分に応じて定めて通知し、当該都道府県知事は通知された同意予定額の範囲内において各市町村ごとに同意予定額を定めて通知し、各市町村の通知された額の範囲内で都道府県知事が総務大臣に協議の上、同意する方法をいう。

(2) 簡易協議の対象

簡易協議手続は、一般会計債及び公営企業債については、二 1 及び二 2（1）の地方債の協議の単位となる事業区分の対象となるものを対象とするものとし、公営企業借換債、臨時財政対策債、補正予算債及び減収補てん債については二 3、4、6 及び 7 に基づき、簡易協議手続の対象とするものとする。

(3) 簡易協議の対象とならない地方債

(2)以外の地方債については、起債ごとに、個別に協議を行うものとする。

2 早期協議

全国型市場公募債の年間平準発行や住民参加型市場公募債の上半期発行等のために早期同意が必要なものについては、別に定めるところにより、早期協議・同意を行うものとする。

第三 退職手当債に係る許可基準

一 一般会計退職手当債

退職手当額（国家公務員ベース）が総務省令で定める平年度ベースの標準退職手当額を上回る地方公共団体で、今後の定員や人件費の適正化に関する計画（以下「定員管理・給与適正化計画」という。）を定め総人件費の削減に取り組むものに対し、当該上回る額の範囲内で、かつ、定員管理・給与適正化計画の作成を通じた将来の人件費の削減により償還財源が確保できると認められる範囲内の額を対象とするものとする。

二 公営企業退職手当債

定員管理・給与適正化計画を定め総人件費の削減に取り組む公営企業に対し、職員の退職に伴う減員や人件費の適正化によって、当該公営企業の将来の人件費の削減により償還財源が確保できると認められる範囲内の額を対象とするものとする。

三 退職手当債に係る許可手続

協議団体に係る簡易協議手続は、一及び二による退職手当債の地方債許可手続に準用する。

第四 許可団体に係る許可基準

一 実質赤字による許可団体

1 財政健全化計画の策定

実質収支の赤字額（以下「実質赤字額」という。）が令第8条第2項の規定により算定した額以上であることにより許可団体となった地方公共団体については、当該実質赤字の解消を図るための財政健全化計画を策定するものとし、当該計画の内容、その実施状況等を勘案し、地方債の発行を許可するものとする。

なお、実質赤字額が大きい団体については、その状況に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

2 地方債の許可基準

(1) 財政健全化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている団体については、実質赤字額が大きく、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

(2) 財政健全化計画の内容に問題がある若しくは実施が着実に行われていない団体又は実質赤字額が大きく特に制限する必要がある団体については、その内容に応じ、地方債の

発行を制限するものとする。

- (3) 協議団体に係る簡易協議手続は、(2)により制限される地方債を除き、実質赤字による許可団体の地方債許可手続に準用する。

二 実質公債費比率による許可団体

1 公債費負担適正化計画の策定

実質公債費比率が 18 %以上であることにより許可団体となった地方公共団体については、実質公債費比率の適正化を図るための計画（以下「公債費負担適正化計画」という。）を策定するものとし、当該計画の内容、その実施状況等を勘案し、地方債の発行を許可するものとする。

2 実質公債費比率が 25 %未満の団体の地方債の許可基準

(1) 公債費負担適正化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

(2) 公債費負担適正化計画の内容に問題がある又は実施が着実に行われていない団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

3 実質公債費比率が 25 %以上の団体の地方債の許可基準

(1) 実質公債費比率が 25 %以上の団体については、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、原則として当該各号に掲げる事業に係る地方債を許可しないものとする。

ただし、阪神・淡路大震災等の大規模な災害により、当該各号に該当することとなる場合においては、公債費負担適正化計画の内容、その実施状況を勘案し、地方債を許可する。

イ 実質公債費比率が 25 %以上 35 %未満の地方公共団体 一般単独事業（一般事業、地域活性化事業及び地域再生事業に限る。）及び公共用地先行取得等事業

ロ 実質公債費比率が 35 %以上の地方公共団体 イの事業のほか、一般公共事業（災害関連事業を除く。）、公営住宅建設事業、教育・福祉施設等整備事業（学校教育施設等整備事業（義務教育諸学校に係るものに限る。）及び一般廃棄物処理事業を除く。）、一般単独事業（臨時地方道整備事業、臨時河川等整備事業及び臨時高等学校整備事業に限る。）及び首都圏等整備事業並びに公営企業債のうち普通会計に属する出資金、

貸付金及び補助金に係る地方債

(2) (1)にかかわらず、当分の間、実質公債費比率が25%以上の団体であっても、平成17年度の地方債許可方針に定める起債制限比率が20%未満であった団体については、(1)により制限される地方債について、当該団体の公債費負担適正化計画の内容、その実施状況に応じ、地方債の許可を行うものとする。

4 協議団体に係る簡易協議手続は、2及び3により制限される地方債を除き、実質公債費比率による許可団体の地方債許可手続に準用する。

三 不適正行為による許可団体

元利償還金の支払遅延団体又は過去における元利償還金の支払遅延団体、協議をせず若しくは許可を受けずに起債を行った団体若しくは虚偽記載等不正を行った団体のうち総務大臣が指定したものについては、それぞれ、当該事項の改善状況及び再発防止策の状況を踏まえ、地方債を許可するものとする。

四 標準税率未満による許可団体

普通税の税率が標準税率未満の団体については、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないとする法第5条本文の趣旨を踏まえ、当該普通税の税率が標準税率未満であることによる世代間の負担の公平への影響や地方税収の確保の状況等を勘案して、地方債を許可するものとする。

五 資金不足比率による許可公営企業

1 公営企業のうち法第5条の4第3項の規定に該当する公営企業については、公営企業の経営の健全化を図るための計画（以下「公営企業経営健全化計画」という。）を策定するものとし、当該公営企業経営健全化計画の内容、その実施状況等を勘案し、2により特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

2 上記の公営企業のうち、多額の赤字を有し、又は料金その他収入の確保を怠り、経営健全化のために必要な努力を払わないものについては、その状況に応じ地方債を制限する。

3 地方債同意基準における簡易協議手続は、2により制限される地方債を除き、資金不足比率による許可公営企業の地方債許可手続に準用する。